

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第109号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「

第1条第1項中「場長」を 場長
次長 に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2

」

項とし、第4項を第3項とする。

第2条第2項ただし書を削る。

第3条第1項ただし書を削る。

第5条中「、次長（2人置かれている場合に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)